

第七章の二 マドリッド協定の議定書に基づく特例（本章追加、平一一法律四

一）

第一節 国際登録出願

（国際登録出願）

第六八条の二 日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する外国人であつて標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書（以下「議定書」という。）第二条(1)に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）を受けようとする者は、特許庁長官に次の各号のいずれかを基礎とした議定書第二条(2)に規定する出願（以下「国際登録出願」という。）をしなければならぬ。この場合において、経済産業省令で定める要件に該当するときには、二人以上が共同して国際登録出願をすることができる。

- 一 特許庁に係属している自己の商標登録出願又は防護標章登録出願（以下「商標登録出願等」という。）
- 二 自己の商標登録又は防護標章登録（以下「商標登録等」という。）

（改正、平一一法律一六〇）

2 国際登録出願をしようとする者は、経済産業省令で定めるところにより外国語で作成した願書及び必要な書面を提出しなければならない。（改正、平一一法律一六〇）

3 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 国際登録出願に係る商標の保護を求める議定書の締約国の国名

二 国際登録出願に係る商標の保護を求める商品又は役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分

4 国際登録出願に係る商標又は標章について議定書第三条(3)の規定の適用を受けようとする者は、その旨及び付した色彩又はその組合せを願書に記載し、かつ、その色彩を付した商標登録出願等に係る商標若しくは標章又は登録商標若しくは登録防護標章の写しを願書に添付しなければならない。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣 旨〕

本条は、議定書上の国際登録を求める手続である国際登録出願について規定したものである。その内容は、議定書二条(1)(2)の規定に基づき国際登録出願人の出願人適格を定め(一項)、議定書三条(1)(2)(3)の規定に基づきその出願の様式、願書の記載事項を定めている(二項、三項、四項)。

一項は、議定書二条(1)の規定を受けて国際登録出願できる者を定めている。国際登録出願は、議定書二条(2)の規定により国際事務局に対して行う手続であるが、必ず基礎出願又は基礎登録のある本国官庁を通じてでなければできないとされていることから、特許庁長官にすることとしたものである。

また、防護標章登録出願、防護標章登録も国際登録出願の基礎出願、基礎登録とすることができることとした。その理由は、これらは我が国において著名な標章として国内のみならず海外においても保護する必要性が極めて高いものであるところ、仮にこれらを基礎とすることができないこととすると、防護標章登録を受けた指定商品又は指定役務と同

一の指定商品又は指定役務については再度、商標登録出願を行わなければならないという負担を課すことになり妥当ではないこと、及び我が国における著名な標章を用いて外国において新規事業を開拓することに資することにある。

本項にいう、基礎出願とすることができるものは、出願日の認定がなされた商標登録出願、防護標章登録出願であり、基礎登録とすることができるものは、現に有効な商標登録又は防護標章登録である。

また、二人以上の者が共同して国際登録出願できる条件は、基礎出願又は基礎登録が共同出願又は共有に係るものであって、その共有者全員が国際登録出願の出願人適格を有している場合である。現在は、出願人適格が単独出願のそれと変わらないが将来の規則改正を考慮して省令に委任したものである。

本条の規定により国際登録出願できる者は、単に商標登録出願の出願人又は商標権者であることではならず、日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあっては営業所）を有する外国人、日本国内に営業所を有する法人であることが必要である（議定書二条(1)(i)）。

二項は、国際登録出願の様式等を定めたものである。省令において定めることとしたのは、当該様式が国際事務局の定める公式様式に準拠しているからである。

三項は、国際出願の願書の必須記載事項を定めている。「保護を求める議定書の締約国の国名」は、議定書三条の三(1)の規定に基づくものである。

また、保護を求める締約国として、本国官庁の締約国を選ぶことはできない（議定書三条の二）。したがって、我が国の商標登録を基礎登録とした場合には、国際登録において日本国を保護を求める締約国とすることはできないこととなる。

なお、六条二項の政令で定める商品及び役務の区分に関して、ニース協定による国際分類採用前の分類に基づく商標登録を基礎登録とする場合には、その分類に対応する六条二項の政令で定める商品及び役務の区分を願書に記載すること

とが必要であるが、その商標権の指定商品について書換の登録を受けている必要はない。国際登録の商品又は役務の区分の最終的な判断は国際事務局によってなされることとされている（議定書三条②）。

四項は、国際登録出願の任意的記載事項を定めたもので、議定書三条③の規定に基づくものである。

〔参考一〕

〈マドリッド協定議定書〉マドリッド協定議定書は、一八九一年四月にパリ条約の特別取極として制定（一九六七年（昭和四二年）採択）された「ストックホルムで改正された標章の国際登録に関するマドリッド協定」（以下「マドリッド協定」という。）について、同協定に基づいて運営される商標の国際登録制度の参加国を増加させる等の目的で、審査主義国（日本、連合王国、アメリカ合衆国等）にも配慮した規定とした上で一九八九年（平成元年）六月に採択された。

一九九五年（平成七年）一二月に発効し、翌一九九六年（平成八年）四月から制度運営が開始されている。

二〇〇九年（平成二二年）九月一日現在、この条約の加盟国は、アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ベルギー、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、中華人民共和国、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、朝鮮民主主義人民共和国、デンマーク、エストニア、欧州共同体、フィンランド、フランス、ゲルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イラン、アイルランド、イタリア、日本、ケニア、キルギス、ラトビア、レスト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ノールウェー、オマーン、ポルトガル、ポーランド、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、セルビア、シエラ・レオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、マケドニア旧ユーゴスラビア、ト

ルコ、トルクメニスタン、ウクライナ、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国、ウズベキスタン、ベトナム、ザンビアの七八の国及び地域である。

この議定書の概要は、次のとおりである。

(1) 制度の骨子

締約国の一国（以下「本国」）に登録又は出願されている商標を基礎に、当該本国の官庁（以下「本国官庁」という。）を通じ、保護を求める締約国（以下「指定国」という。）を明示してW I P O 国際事務局に国際出願し、同事務局が維持管理する国際登録簿にその商標が国際登録されると、その指定国の官庁が一年又は一八月以内に拒絶理由を通告しない限り、その指定国において保護を確保することができる。

(2) 商標の保護の具体的な内容

国際登録された商標は、指定国において、次の保護を受けることができる。

イ 国際登録日から、指定国の官庁に直接出願されていた場合と同一の効果。

ロ 指定国の官庁が、拒絶通報期間（一年又は一八月）に拒絶する旨の通報をしない場合には同期間の経過時、又は後に拒絶通報を撤回した場合はその撤回時に、国際登録日から、その商標がその指定国の官庁に登録されていた場合と同一の効果。

ハ 最初の国際登録の存続期間は、国際登録日から一〇年（その後更新可能）。

(3) 主な手続の概略

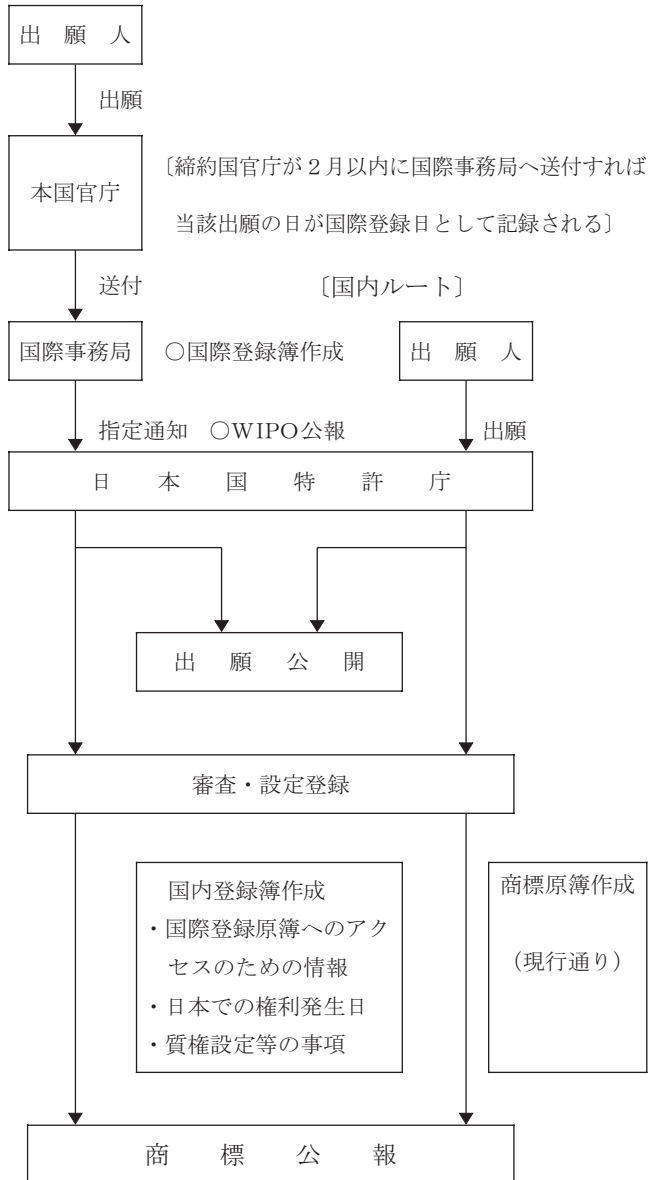
イ 国際出願及び使用言語

締約国の国民等は、本国官庁にした商標の国内出願又は登録を基礎として、本国官庁を経由して、国際事務局に対して商標の国際出願を行う。国際出願の言語は、英語、仏語又はスペイン語。

- ロ 本国官庁による証明及び署名
本国官庁は、国際出願を受理した日付及び国際出願の記載事項と基礎出願・基礎登録との記載事項が一致している旨を証明し、署名する。
- ハ 国際事務局による国際登録
国際事務局は、国際出願を方式審査した後、国際登録簿に商標を国際登録する。国際登録された商標は、国際事務局により国際公表される。
- ニ 国際事務局による指定国官庁への通報
国際事務局は、国際登録後、その旨各指定国の官庁に対して通報する。
- ホ 指定国官庁による拒絶の通報
指定国の官庁は、その指定国において国際登録に係る商標の保護を拒絶する場合には、前記ハの通報の日から一年又は一八月以内にその旨国際事務局へ通報する。
- ヘ セントラルアタック（国際登録の基礎出願・登録への従属性）
国際登録の日から五年以内に本国における基礎出願が拒絶、取下げ、若しくは放棄又は基礎登録が無効若しくは取り消しとなった場合には、国際登録も取り消される。この場合、国際登録の名義人であった者は、救済措置として各指定国における国際登録を国内出願へ変更することができる。
- ト 更新
国際登録の存続期間は国際登録日から一〇年。国際事務局への一つの更新申請で複数国を指定する国際登録をも更新することができる（この場合、指定国における登録の効果も更新される）。
- チ 料金

<マドリット協定議定書ルートと国内ルートの手続きフローの概要>

〔議定書ルート〕



〔参考二〕

一の通貨（スイスフラン）による料金支払いだけで、国際出願及び国際登録を更新することができる。
 なお、本国官庁は国際出願等の事務取扱いについて、自己の裁量により料金を定め自己の収入として徴収することができる。

〔参考三〕

へマドリッド協定議定書とマドリッド協定との関係へマドリッド協定議定書はマドリッド協定とは独立した別個の条約であるが、以下のような関係を有する。

- (1) マドリッド協定議定書の締約国は、マドリッド協定の当事国と同一の同盟を構成する（議定書一条）。
- (2) 双方の条約の適用については、従前はマドリッド協定議定書の締約国がマドリッド協定の当事国である国同士であるときは、マドリッド協定議定書は適用されずにマドリッド協定が適用されていた（議定書九条の六(1)）。しかし、二〇〇七年九月一〇月に開催されたマドリッド同盟総会において、議定書九条の六の修正提案が採択され、今後は、原則として協定ではなく、議定書が適用されることとなった（二〇〇八年九月一日発効）。その結果、協定と議定書の双方により拘束される締約国相互間の関係においては、議定書の規定に基づき代理人要件の緩和や出願言語の三言語（英語、仏語又はスペイン語）体制となった。ただし、協定の大きな利点である低廉な料金及び早期の拒絶通報期間については、制度利用者が享受可能となるよう、例外として、今後も議定書の規定により各国が独自に宣言する個別手数料の規定及び拒絶通報期間を一八月まで延長する宣言については適用せず、マドリッド協定の規定に基づき一律に定められている手数料及び一律に一二月とする拒絶通報期間を適用することとなるが、これらの例外は三年後に見直すことも併せて合意された。
- (3) マドリッド協定議定書の締約国は、マドリッド協定の当事国と同一の総会の構成国となる（議定書一〇条(1)(a)）。
- (4) 同一の国際事務局が国際登録、国際公表、各種通報等の両条約の事務を担当する（議定書二二条(1)）。

表 マドリッド協定とマドリッド協定議定書の相違

	マドリッド協定	マドリッド協定議定書

一、使用言語	仏語のみ	英語、仏語又はスペイン語
二、国際出願の基礎	本国における登録のみ	本国における出願又は登録
三、拒絶通報の期間	国際事務局による指定通報の日から一年	国際事務局による指定通報の日から一年又は一八箇月
四、国際登録の存続期間	二〇年（更新可能）	一〇年（更新可能）
五、セントラルアタック（国際登録の基礎出願・基礎登録への従属性への対応措置）	国際登録の日から五年以内に本国における基礎登録が無効・取消となった場合には、国際登録も取り消され、それに対応する措置はない	国際登録の日から五年以内に本国における基礎出願・基礎登録が拒絶、取下、放棄、無効、取消しとなった場合には、国際登録も取り消されるが、国際登録を各指定国への国内出願に変更することが可能
六、手数料	締約国が独自に個別手数料を設定して徴収できない（一律の手数料）	締約国は追加手数料及び付加手数料に代えて、独自に設定する個別手数料を徴収できる
七、締結の主体	パリ条約の同盟国	パリ条約の同盟国及び一定の要件を満たす政府間機関（例えば、E.C.）

（同前）

第六八条の三 特許庁長官は、国際登録出願の願書及び必要な書面を議定書第二条(1)に規定する国際事務局（以下

「国際事務局」という。)に送付しなければならない。

2 特許庁長官は前項の場合において、願書の記載事項とその基礎とした商標登録出願等又は商標登録等の記載事項が一致するときは、その旨及び国際登録出願の受理の日を願書に記載しなければならない。

3 第一項の場合において、特許庁長官は国際事務局に送付した国際登録出願の願書の写しを当該国際登録出願の出願人に対して送付する。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣 旨〕

本条は、国際登録出願が特許庁長官になされたときの取扱いについて規定したものである。

一項は、本国官庁としての特許庁長官が国際登録出願の願書を国際事務局に送付することを規定したもので、議定書二条(2)の規定に基づくものである。

二項は、本国官庁としての特許庁長官が国際登録出願の内容と国際登録出願の基礎となった基礎出願又は基礎登録との同一性を証明し、国際登録出願の受理の日を記載することを規定したものであり、議定書三条(1)の規定に基づくものである。

ここでの同一性を証明する事項とは、主に出願人、商標、商品又は役務の同一性であるが、これらの同一性が認められない場合でも議定書は本国官庁に国際登録出願についての処分権限を与えていないことから、この証明を行わないで国際登録出願の願書を国際事務局に送付することもあり得る。

ただし、納付すべき手数料を納付しないときは補正を命じ、補正がされないときはその国際登録出願に係る手続を却下することとなる。これは議定書八条(1)の規定に基づくものである。

三項は、特許庁長官が国際登録出願手続に不備があると認定するか否かにかかわらず、国際事務局に送付した願書の写しを国際登録出願人に対しても送付することを規定したものである。これは、出願人に情報を提供して、その後の国際事務局の処理に備えうるように規定したものである。

(事後指定)

第六八条の四 国際登録の名義人は、経済産業省令で定めるところにより、議定書第三条の三に規定する領域指定(以下「領域指定」という。)であつて国際登録後のもの(以下「事後指定」という。)を特許庁長官にすることができる。

(本条追加、平一一法律四一、改正、平一一法律一六〇)

〔趣旨〕

本条は、事後指定については、特許庁長官を通じてできる旨を規定したものである。

事後指定を行うことができるのは、出願人、本国官庁、関係官庁のいずれかである。我が国は、議定書に基づいた国際登録制度の利用者の便宜のため特許庁長官を通じての提出を義務づけないこととし、特許庁長官を通じて行うことができる旨を規定したものである。

本条の規定により事後指定がなされたときは、その事後指定の記録日は、原則として特許庁長官がその受理をした日である。

〔字句の解釈〕

〈事後指定〉議定書三条の二及び三条の三(2)の規定に基づくものであり、国際登録後における領域指定、すなわち国際

登録後に当該国際登録の保護を求める締約国を追加する手続をいう。

〔参 考〕

〈関係官庁〉議定書上の関係する官庁として、事後指定の処理を行う場合としては、主として我が国の国民等が国際登録の譲受人となつて、その後には事後指定をするような場合を想定したものである。

（国際登録の存続期間の更新の申請）

第六八条の五 国際登録の名義人は、経済産業省令で定めるところにより、議定書第七条(1)に規定する国際登録の

存続期間の更新（以下「国際登録の存続期間の更新」という。）の申請を特許庁長官にすることができる。

（本条追加、平一一法律四一、改正、平一一法律一六〇）

〔趣 旨〕

本条は、国際登録の存続期間の更新申請については、特許庁長官を通じてできる旨を規定したものである。

国際登録の存続期間の更新手続は、国際登録の名義人が直接国際事務局に行うことができるが、議定書八条(1)の規定に基づき、当該手続は本国官庁を通じて行うこともできるとされていることによるものである。

更新手続は、国際登録の更新の料金の支払いのみであるが、保護を受けている締約国を減少させたり、存続期間が満了したにもかかわらず、未だ締約国の保護が確定していないときにはその旨の書面等の提出を求められることとなる。

（国際登録の名義人の変更の記録の請求）

第六八条の六 国際登録の名義人又はその譲受人は、経済産業省令で定めるところにより、議定書第九条に規定す

る国際登録の名義人の変更（以下「国際登録の名義人の変更」という。）の記録の請求を特許庁長官にすることができる。（改正、平一一法律一六〇）

2 前項に規定する請求は、国際登録において指定された商品若しくは役務ごと又は国際登録が効力を有する締約国ごとに行うことができる。

（本条追加、平一一法律四一）

〔趣 旨〕

本条は、国際登録の名義人の変更の記録の請求については、特許庁長官を通じてできる旨を規定したものである。

一項は、議定書九条の規定に基づくものであり、特許庁長官は、締約国の官庁として行動する。新たに国際登録の名義人となりうる資格は議定書九条に規定されている。具体的には国際登録出願をする資格が必要であり、複数の者が新たな名義人となるためには、そのすべての者が国際登録出願をする資格を有することが求められる。

二項は、名義人の変更の請求は、商品若しくは役務ごと又はその国際登録が効力を有する締約国ごとに行うことができる旨を規定したものであり、議定書九条の規定に基づくものである。

〔参 考〕

〈名義人の変更〉議定書上は、名義人の変更の理由については問わない。すなわち、譲渡による場合であっても、また相続による場合であっても名義人の変更として扱われる。

なお、国際事務局の管理する国際登録簿に名義人の変更が記録されるまでは従前の国際登録の所有者が「名義人」であり、新たに国際登録簿に記録された名義人は「譲受人」と規定した。

(商標登録出願に関する規定の準用)

第六八条の七 第七十七条第二項において準用する特許法第十七条第三項(第三号に係る部分に限る。)及び同法第十八条第一項の規定は、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に準用する。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣 旨〕

本条は、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請、及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に関する手数料について規定したものである。

特許庁が行う手続負担分についての実費手数料を確保するために規定したものである。

(経済産業省令への委任)

第六八条の八 第六十八条の二から前条までに定めるもののほか、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に関し議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

(本条追加、平一一法律四一、改正、平一一法律一六〇)

〔趣 旨〕

本条は、七章の二第一節の規定の実施に関して、議定書及びその規則に基づき必要とされる事項については、経済産業省令で定める旨を規定したものである。

第二節 国際商標登録出願に係る特例

(領域指定による商標登録出願)

第六八条の九 日本国を指定する領域指定は、議定書第三条(4)に規定する国際登録の日(以下「国際登録の日」という。)にされた商標登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合は、議定書第三条の三(2)の規定により国際登録に係る事後指定が議定書第二条(1)に規定する国際事務局の登録簿(以下「国際登録簿」という。)に記録された日(以下「事後指定の日」という。)にされた商標登録出願とみなす。

2 日本国を指定する国際登録に係る国際登録簿における次の表の上欄に掲げる事項は、第五条第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

国際登録の名義人の氏名又は名称及びその住所	商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
国際登録の対象である商標	商標登録を受けようとする商標
国際登録において指定された商品又は役務及び当該	指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で

商品又は役務の類

定める商品及び役務の区分

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣 旨〕

本条は、国際登録に基づく領域指定については、これを商標登録出願とみなす旨を規定したものである。

このみなし規定により、日本国を指定する領域指定については、国際登録出願、国際登録、領域指定、商標登録出願に手続を繋げて商標法の規定が適用されることとなる。

なお、適用について特例が必要なものについては本節の中で規定している。

一項は、領域指定を商標登録出願とみなす旨を規定している。この領域指定には事後指定も含まれる。一項本文における商標登録出願の日は国際登録の日である。これは、締約国に直接に商標登録出願したのと同様の保護を与えなければならぬという議定書四条(1)(a)第一文の規定に基づくものである。

また、一項ただし書のときの商標登録出願の日は、国際登録簿に事後指定の記録がなされた日となる。

二項は、一項において商標登録出願とみなした領域指定について、願書の必須記載事項についての読替えを規定したものである。五条一項各号に規定される事項は、商標登録出願の主要な要式事項であることから読み替え規定をおいたものである。

(国際商標登録出願の出願時の特例)

第六八条の一〇 前条第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定(以下この章において「国際商標登

録出願」という。)に係る登録商標(以下この条において「国際登録に基づく登録商標」という。)がその商標登録前の登録商標(国際登録に基づく登録商標を除く。以下この条において「国内登録に基づく登録商標」という。)と同一であり、かつ、国際登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務が国内登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務と重複している場合であつて、国際登録に基づく登録商標に係る商標権者と国内登録に基づく登録商標に係る商標権者が同一であるときは、国際商標登録出願はその重複している範囲については、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日にされていたものとみなす。

2 第六十八条の三十二第三項及び第四項の規定は、前項の国際商標登録出願に準用する。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣 旨〕

本条は、国際登録が国内登録に代替したときに、その国際登録に係る国際商標登録出願の出願時をその国内登録に係る商標登録出願時とみなす旨を規定したものである。

本条は、代替が生じたときに第三者による抵触する商標権を取得する途を残すこととすると、国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けている者にとっては、商標権の存続期間の更新をしないことにより国際登録に基づく商標権に乗り換え、保護を国際登録による保護に一本化していくことができなざることとなり、議定書が予定している国際登録による商標権の国際的な一括管理が阻害されることとなる。このような事態を防止するため、国際商標登録出願の出願時を代替された国内登録の出願時とみなすこととして、上記のような第三者による権利取得の途を封じ、商標権者が安心して国際登録による保護に一本化できるようにしたものである。

一項は、国際商標登録出願時のみなし出願時について規定したものである。

みなしの効果を生じさせるための条件について、商品又は役務の範囲に係る要件は、国内登録に係る商品又は役務のすべてを国際登録に係る商品又は役務が含むときに適用されることとする議定書四条の二(1)(ii)の規定に比べ本規定では国際登録の指定商品又は指定役務の範囲が国内登録の範囲より狭いときにも適用する点で緩やかであるが、これは特段そのような場合についても異なった取り扱いをする必要はないとの理由に基づくものである。

また、代替は複数の国内登録についても生じうるが、その場合も本条の規定の適用がある。

なお、商標権の移転等により本条の要件を満たさなくなったときには、併存状態が適法に生じたものであればその後も併存していくものと考えられる。

二項は、国内登録が優先権主張を伴う商標登録出願に係るものであって、その主張が認容されているときは、代替した国際登録に係る国際商標登録出願についてもその効果を認めることを定めたものである。これは、前項と同様に第三者の権利取得を封ずるための必要性から規定したものである。

〔参 考〕

〈国際登録による代替〉議定書四条の二に規定する代替の効果については議定書上は明らかではないが、我が国においては、この代替が生じた場合にも国際登録と国内登録は併存するものとしている。これは、代替が生じたときに国内登録を抹消させ商標権を消滅させることはその国内登録の既得権を害することとなり、議定書上も国際登録と国内登録が併存することを前提とした規定ぶりになっていることによるものである。

また、一時的に国際登録と国内登録が併存することとなっても、国際登録による商標権の国際的な一括管理の利益を考慮するならば、国際登録の名義人は通常国内登録を国際登録により商標権を確保した後で更新することはなく、併存状態は漸次解消されていくものと理解されることによる。

一方、同一内容の権利が併存することに関して第三者の保護は、商標登録原簿に国際登録と国内登録との併存関係

を公示することによりその便を図ることとしている。

〔出願時の特例〕

第六八条の二 国際商標登録出願についての第九条第二項の規定の適用については、同項中「商標登録出願と同時」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

（本条追加、平一一法律四一）

〔趣旨〕

本条は、出願時の特例（九条二項）に関する手続期間の特例について規定したものである。

九条二項に規定する出願と同時に提出すべき書面を国際商標登録出願に添付して提出することは求められないことから、提出期間の特例として猶予期間を定めたものである。

〔出願の分割の特例〕

第六八条の二 国際商標登録出願については、第十条の規定は、適用しない。

（本条追加、平一一法律四一）

〔趣旨〕

本条は、国際商標登録出願に関する出願の分割（一〇条）の特例について規定したものである。

議定書の手続においては、領域指定を二以上に分け、かつ、その出願日をもとの領域指定の日とすることはできない

ことから、商標登録出願とみなされる国際商標登録出願については、出願の分割はできない旨を規定したものである。

(出願の変更の特例)

第六八条の二三 国際商標登録出願については、第十一条及び第六十五条の規定は、適用しない。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣旨〕

本条は、国際商標登録出願に関する出願の変更(一一一条、六五条)の特例について規定したものである。

国際登録については、その商標の種別の変更ができないことから、それに基づき商標登録出願とみなされる国際商標登録出願については、出願の変更ができない旨を規定したものである。

(出願公開に係る商標公報の掲載事項の特例)

第六八条の一四 国際商標登録出願についての第十二条の二第二項の規定の適用については、同項第二号中「商標

登録出願の番号及び年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日)」とする。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣旨〕

本条は、国際商標登録出願に関する商標公報掲載事項の特例について規定したものである。

国際商標登録出願についても出願公開（一二条の二）の対象となるが、国際登録番号を商標登録出願の番号の代わりに用いることから必要な読替規定を設けたものである。

（パリ条約等による優先権主張の手續の特例）

第六八条の一五 国際商標登録出願については、第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第

一項から第四項までの規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願についての第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の二第三項において準用する同法第四十三条第一項の規定の適用については、同項中「特許出願と同時」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

（本条追加、平一一法律四一）

〔趣 旨〕

本条は、国際商標登録出願についての優先権主張の特例について規定したものである。

一項は国際商標登録出願について優先権主張の手續を要しないこととしたものであり、議定書四条(2)の規定に基づくものである。

二項は、一三条において準用する特許法四三条の二第二項に規定する優先権を国際商標登録出願について主張する場合には、パリ条約に基づく優先権主張ではないことから議定書四条(2)の規定の適用がないので、優先権主張手續を求めることとしたものである。この際における国際商標登録出願人の負担を考慮して手續期間についての特例を設けたものである。

〔商標登録出願により生じた権利の特例〕

第六八条の一六 国際商標登録出願についての第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「国際事務局」とする。

2 国際商標登録出願については、第十三条第二項において準用する特許法第三十四条第五項から第七項までの規定は、適用しない。

（本条追加、平一一法律四一）

〔趣 旨〕

本条は、国際商標登録出願についての商標登録出願により生じた権利の特例について規定したものである。

国際商標登録出願は商標登録出願とみなされるが（六八条の九）、それは国際登録に基づくものであり、国際登録簿によつて管理されるという関係上、その移転の手続については国際事務局に行うという特例規定を設けたものである。

一項は、準用する特許法の規定の読み替えであり、手続先は国際事務局となる。また、相続その他の一般承継をも含めて読み替えているのは、議定書において移転の手続は、その原因を問わず国際登録の名義人の記録の変更として扱われることによるものである。

二項は、準用する規定の適用を除外したものである。その理由は、特許法三四条五項については、一項について説明したことに同じ理由によるもので、同条六項及び七項については、その規定内容が手続をする者と国際事務局との手続に関する事項であつて、商標法において規定すべき事項ではないことによるものである。

(国際登録の名義人の変更に伴う国際商標登録出願の取扱い)

第六八条の一七 国際登録の名義人の変更により国際登録において指定された商品又は役務の全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は、変更後の名義人についてのそれぞれの商標登録出願になつたものとみなす。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣 旨〕

本条は、国際商標登録出願の名義人が二以上の者に変更された場合の扱いについて規定したものである。

国際登録の名義人が二以上の者に変更された場合、商標権の設定登録後は、商標権の移転として扱うこととなるが、設定登録前においては、国際商標登録出願が変更後の名義人の出願として国際登録の日あるいは事後指定に係る国際商標登録出願のときは事後指定の日にされたものとして扱うこととなる。この場合、名義人の変更後の商標出願は、それぞれの国際登録に係る国際商標登録出願として扱うこととなる。

(補正後の商標についての新出願の特例)

第六八条の一八 国際商標登録出願については、第十七条の二第一項又は第五十五条の二第三項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する意匠法第十七条の三の規定は、適用しない。

2 国際商標登録出願については、第十七条の二第二項において準用する意匠法第十七条の四の規定は、適用しない。

(本条追加、平一四法律四一)

〔趣 旨〕

本条は、国際商標登録出願に係る補正後の商標についての新出願の特例を規定したものである。

商標登録出願とみなされる国際商標登録出願についてなされた補正が却下されたときであっても、要旨変更に係る補正書の提出時点を出願時点に相当する国際登録の日とした新たな領域指定として国際登録簿上管理することは議定書上できないことから、その結果として、補正後の商標についての新出願に係る規定については、国際商標登録出願には認めない旨を規定したものである。

二項は、一項で補正後の商標についての新出願を国際商標登録出願には認めないこととしたことから、準用する意匠法の規定については適用しない旨を規定したものである。

(商標権の設定の登録の特例)

第六八条の一九 国際商標登録出願についての第十八条第二項の規定の適用については、同項中「第四十条第一項の規定による登録料又は第四十一条の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、「第六十八条の三十第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付があつたことを国際登録簿に記録した旨の通報が国際事務局からあつたときは」とする。(改正、平一四法律二四)

2 国際商標登録出願についての第十八条第三項の規定の適用については、同項第二号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは「国際登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定

の日)」と、同項第五号中「登録番号及び設定の登録の年月日」とあるのは「国際登録の番号及び設定の登録の年月日」とする。

(本条追加、平一法律四一)

〔趣 旨〕

本条は、国際商標登録出願についての設定の登録の要件の特例について規定したものである。

議定書八条(2)の規定によれば、国際登録はその登録の要件として所定の料金、又は各締約国の宣言による個別手数料の納付を求めている。

一項は、国際商標登録出願についての商標権の設定の登録の特例について規定したものである。

マドリッド協定議定書では、国際商標登録出願についての個別手数料が国際登録前に一括払いとされており、登録料相当分が既に納付済みであるため、「商標登録をすべき旨の査定又は審決があったとき」に商標権の設定の登録をしていた。他方、二〇〇一年(平成一三年)九月から二〇月に開催されたマドリッド同盟総会において、個別手数料の一括納付が見直され、国際出願の出願時又は締約国の事後指定時と、当該締約国の法令に従って決定される後の日付の二段階による納付制度が導入され、二〇〇一年(平成一三年)一〇月四日から発効した。

この個別手数料の二段階納付制度の下では、共通規則上「個別手数料の第二の部分が適切な期限内に支払われた場合」には、国際事務局は国際登録簿に支払いについて記録し、関係締約国の官庁に通報するものとする。」(第三四規則(3)(d))とされていることから、当該通報をもって我が国で商標権の設定の登録を行うこととした。

本項で規定する商標権の設定の登録の要件を「納付行為」とせずに「通報」とした理由は、第二の部分の個別手数料が国際事務局に対する納付行為であるため、国際事務局による「納付があったことを国際登録簿に記録した旨の通報」

がされない限り、我が国ではその納付の事実を知り得ないからである。

なお、設定の登録により商標権が発生することは通常の商標登録出願と同様である。したがって、国際登録による商標の保護は、我が国における設定の登録により確定することとなる。

二項は、商標公報の掲載事項について国際登録に基づく所定の読替を規定したものである。

(国際登録の消滅による効果)

第六八条の二〇 国際商標登録出願は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。

2 前条第一項の規定により読み替えて適用する第十八条第二項の規定により設定の登録を受けた商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものとみなす。

3 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。

（本条追加、平一一法律四一）

〔趣旨〕

本条は、日本国を指定した国際登録が消滅したときの効果について規定したものである。本条にいう国際登録の消滅とは、その原因を問わず議定書の利益を享受できなくなった状態を指す。

一項は、国際商標登録出願の段階で国際登録が消滅した場合には、当該国際商標登録出願は取り下げられたものとみなす旨を規定したものである。

二項は、商標権の設定の登録の後に国際登録が消滅した場合について規定したものであり、このときは国際登録に基づく商標権は消滅したものとみなすこととしたものである。さらに、国際登録において指定していた商品又は役務が複数あり、そのうちの一部が消滅したときは、消滅の効果は国際登録に基づく商標権の指定商品又は指定役務ごとに生じる旨を規定したものである。

三項は、一項及び二項の効果の発生時期について規定したものである。すなわち、国際登録の消滅の効果については、議定書には規定されておらず、その効果及びその効果の発生時期についても各締約国に委ねられているところであり、我が国は、その効果を一項及び二項についての効果の発生時点については、国際登録簿において消滅した日から生ずることとしたものである。

(国際登録に基づく商標権の存続期間)

第六八条の二 国際登録に基づく商標権の存続期間は、その国際登録の日(その商標権の設定の登録前に国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年をもつて終了する。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の存続期間の更新により更新することができる。

3 国際登録の存続期間の更新があつたときは、その国際登録に基づく商標権の存続期間は、その満了の時に更新されるものとする。

4 国際登録の存続期間の更新がなかつたときは、その国際登録に基づく商標権は、その存続期間の満了の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣 旨〕

本条は、国際登録に基づく商標権の存続期間について規定したものである。

国際登録に基づく商標権は、国際登録に基づくものであり、その存続期間は国際登録の存続期間と一体である。また、国際登録の更新手続は、国際事務局に対して行われ、その更新は国際事務局によって処理される。しかし、国際登録に基づく商標権者のみならずその商標権の行使を受ける者になりうる者にとって、商標権の存否は重大な関心事項であることから、本条において国際登録に基づく商標権の存続期間の規定を設けたものである。

一項は、国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の日から一〇年であることを規定したものであり、議定書六条(1)の規定に基づくものである。国際登録に係る商標権が事後指定に係る国際商標登録出願であっても、事後指定の日ではなく国際登録の日から一〇年間となる。

一項ただし書は、事後指定のときなど、日本国で設定の登録がされたのが国際登録の更新の場合も想定されることから、国際登録の更新がされているときは直近の更新された日から一〇年とした。

二項は、国際登録に基づく商標権は、その基礎とする国際登録の更新によりその存続期間が更新されうることを規定したものであり、議定書第七条(1)の規定に基づくものである。

三項は、国際登録に基づく商標権の存続期間は、その基礎とする国際登録の存続期間の更新がされたときに更新されたものとする旨を規定したものであり、議定書七条(1)の規定に基づくものである。

四項は、国際登録の存続期間の更新がされないときは、その国際登録に係る国際登録に基づく商標権は、その存続期間の満了時にさかのぼって消滅する旨を規定したもので、議定書七条(1)の規定に基づくものである。

これは、国際登録は議定書七条(4)の規定により更新すべき日、すなわち存続期間の満了日までに更新がされなくても一定の猶予期間が認められていることから、国際事務局から国際登録の更新がないことが通報されない限り、国際登録

に基づく商標権は更新されたものとして扱われ、更新がない旨の通報があったときは、存続期間の満了時にさかのぼって消滅したものとみなすこととしたものである。

〔存続期間の更新登録の特例〕

第六八条の二 国際登録に基づく商標権については、第十九条から第二十二條まで並びに第二十三條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国際登録に基づく商標権についての第二十三條第三項の規定の適用については、同項中「前二項の登録」とあるのは「国際登録の存続期間の更新」と、同項第二号中「登録番号及び更新登録の年月日」とあるのは「国際登録の番号及び国際登録の存続期間の更新の日」とする。

（本条追加、平一一法律四一）

〔趣 旨〕

本条は、国際登録に基づく商標権の存続期間の更新登録の特例について規定したものである。

国際登録に基づく商標権は、その基礎となる国際登録に密接に関連しており、前条において国際登録に基づく商標権の存続期間について規定したことに伴い、商標権の存続期間の規定は、国際登録に基づく商標権には適用しないこととした。ただし、更新があった旨の商標公報への掲載については従来の更新登録のときと変わりがなく、その掲載に関する規定は国際登録に基づく商標権についても適用することとし（一項）、必要な読み替えをしたものである（二項）。

〔商標権の分割の特例〕

第六八条の二三 国際登録に基づく商標権については、第二十四条の規定は、適用しない。

（本条追加、平一一法律四一）

〔趣旨〕

本条は、国際登録に基づく商標権については、商標権の分割の規定が適用されない旨を規定したものである。

これは、国際登録においては、同一の名義人のまま当該国際登録の対象である商品又は役務を二以上に分割することができないことから、商標権の分割の規定については、国際登録に基づく商標権には適用できないことによるものである。

〔団体商標に係る商標権の移転の特例〕

第六八条の二四 国際登録に基づく団体商標に係る商標権は、第七条第三項に規定する書面を提出する場合を除き、移転することができない。

2 国際登録に基づく商標権については、第二十四条の三の規定は、適用しない。

（本条追加、平一一法律四一）

〔趣旨〕

本条は、国際登録に基づく商標権についての団体商標に係る商標権の移転の特例について規定したものである。

国際登録では商標の種類、例えば、団体商標を通常の商標に変更することはできないことから、審査の結果団体商標として商標登録したときは、団体商標としてしかその移転ができない旨を規定したものである。この結果、商標法においては団体商標としての移転を希望する旨を記載した書面及び七条三項に規定する団体である旨の証明書の提出がないときは、通常の商標権に変更されたものとみなす旨を規定（二四条の三）しているが、前記の理由から、国際登録に基づく商標権については当該規定の適用はできない。そこで、団体商標の国際登録に基づく商標権については、七条三項の証明書の提出がない限り移転することはできないこととしたものである。

（商標権の放棄の特例）

第六八条の二五 国際登録に基づく商標権者は、その商標権を放棄することができる。

2 国際登録に基づく商標権については、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項の規定は、適用しない。

（本条追加、平一一法律四一）

〔趣旨〕

本条は、国際登録に基づく商標権の放棄の特例について規定したものである。

商標権の放棄は、商標法においてはその商標権に使用権、質権が設定されているときは、その使用権者などの承諾を得なければ放棄することができない旨規定されている（三五条において準用する特許法九七条一項）。

しかし、国際登録に基づく商標権の放棄をするに際しては、放棄の承諾書を求めることは議定書の手続上できず、特許法九七条一項を準用する商標法の規定をそのまま適用できないことからその適用を除外した（二項）ものである。

ただし、適用を除外したままでは、国際登録に基づく商標権は、その放棄ができないものとの誤解を招くおそれがあることから、一項において、国際登録に基づく商標権の放棄ができることを規定したものである。

(商標権の登録の効果の特例)

第六八条の二六 国際登録に基づく商標権の移転、放棄による消滅又は処分制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

2 国際登録に基づく商標権については、第三十五条において読み替えて準用する特許法第九十八条第一項第一号及び第二項の規定は、適用しない。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣旨〕

本条は、国際登録に基づく商標権の登録の効果の特例について規定したものである。

国際登録に基づく商標権の移転・消滅は国際登録簿で管理されること、また相続その他の一般承継の場合の移転と、譲渡などの特定承継との間に区別した取り扱いを議定書はしていないことから、三五条で読み替えて準用する特許法九八条第一項一号の規定については適用することができないので特例規定を設けたものである。

(商標原簿への登録の特例)

第六八条の二七 国際登録に基づく商標権についての第七十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分の制限」とあるのは、「商標権の設

定、信託による変更又は処分の制限」とする。(改正、平二〇法律一六)

2 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更(信託によるものを除く。)又は消滅は、国際登録簿に登録されたところによる。

(本条追加、平一一法律四一、平二〇法律一六)

〔趣旨〕

本条は、国際登録に基づく商標権について商標原簿の登録事項の特例について規定したものである。

国際登録に基づく商標権についての通常の商標権に照応する登録すべき事項は、商標原簿と国際事務局の管理する国際登録簿のいずれかに、事項に応じて登録されることを明らかにしたものである。

一項の登録事項である「処分の制限」については、国際登録簿の記録事項に含まれるものであるが、処分の制限そのものの重要性、また、その内容が我が国の裁判所等の決定により特許庁が最初に知得し、その後国際事務局に通知する事項であること等に鑑みて、商標原簿への登録事項とすることとしたものである。

二項において「登録されたところによる」と規定している趣旨は、国際事務局による国際登録簿の管理を指すものである。本項に掲げる事項はそもそもが国際事務局が管理する事項であるが、前項に規定する事項のみでは、その事項以外の国際登録に基づく商標権についての公示すべき事項が不明確になることから、国際登録簿により公示されたところにしたがって効力が生じる旨を明らかにしたものである。

なお、商標権の分割、回復については、国際登録においてはそのような事象が生じえないことから規定していない。その他、商標原簿への登録する事項を定めた七一条一項二号から四号に規定する事項については、同条の規定がそのまま適用されることとなる。

また、平成二〇年の一部改正において、商標権の「信託による変更」が商標原簿に登録できることとなったことに伴い（七一条の「趣旨」参照）、国際登録に基づく商標権の「信託による変更」については、商標原簿に登録することとし、国際登録簿への登録を要しないこととした。

（手続の補正の特例）

- 第六八条の二八 国際商標登録出願については、第十五条の二（第五十五条の二第二項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は第十五条の三（第五十五条の二第二項（第六十条の二第二項において準用する場合を含む。））の規定により指定された期間内に限り、願書に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる。（改正、平一四法律二四）
- 2 国際商標登録出願については、第六八条の四十の規定は、適用しない。
（本条追加、平一一法律四一）

〔趣 旨〕

本条は、国際商標登録出願について補正のできる時期について規定したものである。

国際商標登録出願については、その補正の内容は願書の記載事項とみなされた国際登録簿に記載される必要があるが、その記録をするためには、それが拒絶理由通知に対してなされたものであることが手続上必要となることから補正の時期の特例を規定したものである。

なお、国際商標登録出願人は、国際事務局に対して、その国際登録の対象となる商品又は役務を減縮することにより、補正をしたと同様の効果を得ることができる。

平成一四年の一部改正において、本条第一項から「商標登録を受けようとする商標」の部分削除した。これは、議定書上認められないこととされている「商標登録を受けようとする商標」の補正があたかも可能であるかのような規定を設けたままにしておくことは適当ではないためである。

〔指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則の特例〕

第六八条の二九 国際登録に基づく商標権についての第六九条の規定の適用については、同条中「第二十条第四項、第三十三条第一項、第三十五条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号」とあるのは「第三十三条第一項、第六八条の二十五第一項若しくは第六八条の二十六第一項」と、「第七十一条第一項第一号」とあるのは「第六八条の二十七第一項において読み替えて適用する第七十一条第一項第一号、第六八条の二十七第二項」とする。

（本条追加、平一一法律四一）

〔趣 旨〕

本条は、国際登録に基づく商標権に係る指定商品又は指定役務が二以上の商標権についての特則の特例について規定したものである。

国際登録に基づく商標権について通常の商標権に関する規定の特例を設けたことに伴い、六九条の形式的な読み替え規定を設けたものである。

（国際登録に基づく商標権の個別手数料）

第六八条の三〇 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(7)(a)に規定する個別の手数料(以下「個別手数料」という。)として、一件ごとに、次に掲げる額を国際事務局に納付しなければならない。

一 二千七百円に一の区分につき八千六百円を加えた額に相当する額(改正、平二〇法律一六)

二 三万七千六百円に区分の数を乗じて得た額に相当する額(改正、平二〇法律一六)

(改正、平一四法律二四)

2 前項第一号に掲げる額の個別手数料は国際登録前に、第二号に掲げる額の個別手数料は経済産業省令で定める期間内に、納付しなければならない。(本項追加、平一四法律二四)

3 特許庁長官は、国際商標登録出願について商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、国際事務局に対し、当該出願に係る第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付期限を通知するものとする。(本項追加、平一四法律二四)

4 国際商標登録出願は、第一項第二号に掲げる額の個別手数料の納付がないため、その基礎とした国際登録が取り消されたときは、取り下げられたものとみなす。(本項追加、平一四法律二四)

5 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、四万八千五百円に区分の数を乗じて得た額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。(改正、平一四法律二四、平二〇法律一六)

6 国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標権については、第四十条から第四十三条まで及び第七十六条第二項(別表第一号に掲げる部分に限る。)の規定は、適用しない。(改正、平一四法律二四)

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣 旨〕

本条は、国際登録に基づく商標権についての個別手数料に関して規定したものである。

我が国は、審査主義国として、その審査業務負担に相当する費用を収支見合いで徴収する必要性があることから、議定書八条(7)(a)の宣言を行い個別手数料の徴収を選択している。この個別手数料は、国際事務局の責任において徴収され(議定書八条(7))、国際事務局より国際登録による保護を求められた締約国である日本国に払い込まれるものである。したがって、この個別手数料は日本国の歳入になるものであるから商標法上に規定を設け、その額について一項で規定したものである。

国際登録により日本国での商標の保護を求める者は、個別手数料を本邦通貨に相当する額のスイスフランにて国際事務局に支払うことが必要となる。この個別手数料は、商標登録出願の出願料と設定の登録のための登録料を合わせた性格を有するものである。

また、個別手数料の額は、議定書八条(7)(a)に基づき、国際手続の利用による節約分相当を減じた額と定められている。

さらに、「額に相当する額」としたのは、送金に関しての為替変動を考慮して規定したことによるものである。

事後指定に係る個別手数料については、議定書八条(7)(a)において「第三条の三の規定に基づき自国を指定する国際登録」と規定しており、国際登録には国際登録後の領域指定すなわち事後指定を含んでいるが、事後指定の場合には、国際登録簿への記録前に個別手数料を国際事務局に納付する必要がある。

平成一四年の一部改正において、商標制度利用者の便宜の観点から個別手数料の二段階制度を導入し、国際登録前に

は、出願料相当額を、登録査定後には登録料相当額を納付させる料金徴収体系に改めることとした。

一項は、国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者が国際事務局に納付すべき個別手数料の額を定めたものである。個別手数料の第一の部分及び第二の部分の額については、我が国に直接出願をする場合の納付額から国際手続の利用による節約分相当を減じた額とし、一号で出願料相当分の額を、二号で登録料相当分の額をそれぞれ定めた。

二項は、国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者が国際事務局に納付すべき個別手数料の納付期限を定めたものである。第一の部分の個別手数料は、従来と同様に国際登録前に納付しなければならないが、第二の部分の個別手数料については、経済産業省令で定める期間内に納付しなければならないこととした。省令では「商標法第六十八条の三十第二項の経済産業省令で定める期間は、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三月とする。」と定めている（施規第一五条の二）。

三項は、第二の部分の個別手数料の納付期限を国際事務局に対して通知する特許庁長官の義務を定めたものである。

国際事務局は、第二の部分の個別手数料が適切な期間内に納付されれば国際登録簿にその旨記録し、納付がされなければ国際登録簿の国際登録を取り消す（第三四規則・3 d）。この場合の個別手数料の納付期限は、各指定国が国内法令で定め、国際事務局に通報することとなっている（第三四規則・3 c）。このように国際事務局に対する納付期限の通知は、我が国特許庁の国際事務局に対する手続であるとしても、個別手数料の二段階納付制度を実施するためには重要な手続であるため法律で規定したものである。

四項は、国際商標登録出願については、第二の部分の個別手数料が適切な期間内に支払われなかった結果、その基礎とした国際登録が国際登録簿から取り消された（第三四規則・3 d）場合には、当該出願が取り下げられたものとみなす旨を規定したものである。

第二の部分の個別手数料の納付は国際事務局に対する手続であるから、我が国はその納付の事実を直接知り得ない。したがって、国際事務局が個別手数料の不納により、その基礎とした国際登録を国際登録簿から取り消したことをもって、国際商標登録出願が取り下げられたものとみなし、当該出願を特許庁の係属から解くこととした。

五項は、更新の際に必要な個別手数料について規定したものである。国際登録の更新に関する料金も個別手数料として国際事務局に納付することが必要となる。

六項は、国際登録に基づく商標権については個別手数料により料金納付がされることから、通常の商標権に関する出願料、登録料の規定については適用しない旨を規定したものである。

なお、平成二〇年の一部改正により、一項及び五項に規定する個別手数料の引下げを行った。

(経済産業省令への委任)

第六八条の三一 第六十八条の九から前条までに定めるもののほか、議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

(本条追加、平一一法律四一、改正、平一一法律一六〇)

〔趣 旨〕

本条は、本節の規定に関して議定書及びその規則の実施のために必要とされる事項については、経済産業省令で定める旨を規定したものである。

第三節 商標登録出願等の特例

(国際登録の取消し後の商標登録出願の特例)

- 第六八条の三二 議定書第六条(4)の規定により日本国を指定する国際登録の対象であつた商標について、当該国際登録において指定されていた商品又は役務の全部又は一部について当該国際登録が取り消されたときは、当該国際登録の名義人であつた者は、当該商品又は役務の全部又は一部について商標登録出願をすることができる。
- 2 前項の規定による商標登録出願は、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の国際登録の国際登録の日(同項の国際登録が事後指定に係るものである場合は当該国際登録に係る事後指定の日)にされたものとみなす。
- 一 前項の商標登録出願が同項の国際登録が取り消された日から三月以内にされたものであること。
 - 二 商標登録を受けようとする商標が前項の国際登録の対象であつた商標と同一であること。
 - 三 前項の商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が同項の国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれていること。
- 3 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願についてパリ条約第四条の規定による優先権が認められていたときは、同項の規定による商標登録出願に当該優先権が認められる。
- 4 第一項の国際登録に係る国際商標登録出願について第九条の三又は第十三条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条の二第二項の規定による優先権が認められていたときも、前項と同様とする。
- 5 第一項の規定による商標登録出願についての第十条第一項の規定の適用については、同項中「商標登録出願の一部」とあるのは、「商標登録出願の一部(第六八条の三十二第一項の国際登録において指定されていた商品又は役務の範囲に含まれているものに限る。)」とする。

(本条追加、平一法律四一)

〔趣旨〕

本条は、国際登録に基づく商標権又は国際商標登録出願に係る国際登録が取り消されたときの救済手段について、議定書九条の五に基づき規定したものである。

議定書九条の五は、国際登録の日から五年以内に本国官庁の国において、その国際登録の基礎となった商標登録出願又は商標登録についてその効果を失わせるような事態が生じると、その効果を失った範囲において国際登録の保護を受けることができなくなる(議定書六条③に規定する場合であり、通常このような事態をセントラルアタックと称している)。議定書は、このようなときには国際登録による保護を受けていた締約国に、もとの名義人が国際登録の対象であった商標及び商品又は役務については、再度その締約国において商標登録を出願することを可能とし、かつ、その出願は、国際登録の日(事後指定のときは事後指定の日)までの出願日の遡及効を認めるといふ、各締約国ごとの救済手段を定めている。

一項は、国際登録が取り消されたときに商標登録出願できる旨を規定するものである。当該商標登録出願がセントラルアタックに起因するものであることを明らかにするために「議定書第六条(4)の規定により」と規定したものである。また、本条の規定の適用を受けることができるのは我が国を指定していた国際登録であることから「日本国を指定する国際登録」と規定し、保護の失われた一部についての出願も認められることから「全部又は一部について」と規定したものである。

二項は、一項の商標登録出願については国際登録の日に出願されたものとみなされる効果とその要件を規定したものである。このような効果は議定書九条の五の規定に基づくものである。

一号は、議定書九条の五(i)に対応する要件である。

二号は、同条本文中の「同一の標章に係る標章登録出願」に対応する要件である。

三号は、同条(ii)に対応する要件である。同条(iii)に対応する要件は、本条に規定する商標登録出願が商標法に規定する出願に関する他の要件を満たす必要があることである。

三項は、議定書九条の五の要請を受けたものであり、議定書上「当該国際登録についてその名義人が優先権を有していた場合には、当該名義人であった者は、同一の優先権を有するものとする。」と規定されていることから、取り消された国際登録にパリ条約四条の規定による優先権が認められていたときには、本条の規定により優先権が認められることになる。また、このときは議定書の要請により優先権主張手続を再度行うことなく優先権が認められることとなる。

四項は、我が国においてはパリ条約の例による優先権主張を認めていることから、このような優先権についても前項と同様に優先権を認めることとしたものである。

五項は、一項の規定による商標登録出願についての出願の分割の特例について規定したものである。本条の規定による商標登録出願は、本項を含めて本節の特例規定を除き通常の商標登録出願と同じ様に扱われるが、適法な商標登録出願の分割に係る新たな商標登録出願は出願時の特例が認められているところ、もとの国際登録において指定した商品又は役務の範囲を超えた内容の商標登録出願をして、その超えた範囲について出願の分割に係る新たな商標登録出願をしたときに、その範囲がもとの出願の範囲内であるがもとの国際登録の範囲外であるような場合にまで、出願時の遡及を認めることは妥当ではないことから、出願の分割のできる範囲について限定したものである。

〔参 考〕

ヘセントラルアタック〈国際登録の基礎となっている締約国の商標登録出願又は商標登録の失効により、その失効した

範囲の限度で、その国際登録の保護がされている締約国の商標の保護が失われることをいう。

(議定書の廃棄後の商標登録出願の特例)

第六八条の三三 議定書第十五条(5)(b)の規定により、日本国を指定する国際登録の名義人が議定書第二条(1)の規定に基づき国際出願をする資格を有する者でなくなつたときは、当該国際登録の名義人であつた者は、当該国際登録において指定されていた商品又は役務について商標登録出願をすることができる。

2 前条第二項から第五項までの規定は、第一項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、前条第二項第一号中「同項の国際登録が取り消された日から三月以内」とあるのは、「議定書第十五条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日から二年以内」と読み替えるものとする。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣 旨〕

本条は、締約国が議定書を廃棄（議定書一五条）したことにより、その締約国の国民等である者が議定書の締約国の国民等の資格を失い議定書の利益を享受できなくなったときに、既に国際登録の保護が及んでいた締約国である我が国に国際登録と同一の内容について商標登録出願することを認めることを規定したものであり、議定書一五条(5)(b)の規定に基づくものである。

一項は、議定書の廃棄により国際登録による保護を我が国で受けることができなくなった者が、その所有していた国際登録と同一の内容で我が国に商標登録出願することができる旨を規定したものである。「日本国を指定する国際登録」として我が国を指定していた国際登録に限られるのは前条と同様である。

「国際登録の名義人が議定書第二条(1)の規定に基づき国際出願をする資格を有する者でなくなつたときは」とは、国際登録の保護を受けることができなくなつた者という趣旨である。

また、前条とは異なり全部又は一部と規定していないのは、国際登録の廃棄という性格上、国際登録の一部の失効という事態は想定しえないことによるものである。

二項は、前条の準用規定である。再出願の認められる期間が異なる他は前条と同様である。

(拒絶理由の特例)

第六八条の三四 第六八条の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願についての第十五条の規定の適用については、同条中「次の各号のいずれかに該当するとき」とあるのは、「次の各号のいずれかに該当するとき又は第六八条の三十二第一項若しくは第六八条の三十三第一項の規定による商標登録出願が第六八条の三十二第一項若しくは第六八条の三十三第一項若しくは第六八条の三十二第二項各号(第六八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する要件を満たしていないとき」とする。(改正、平一七法律五六)

2 国際登録に係る商標権であつたものについての第六八条の三十二第一項又は前条第一項の規定による商標登録出願(第六八条の三十七及び第六八条の三十九において「旧国際登録に係る商標権の再出願」という。)については、第十五条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(本条追加、平一一法律四二)

〔趣 旨〕

本条は、六八条の三二及び前条に規定する出願について拒絶理由の特例を規定したものである。

一項は、通常の商標登録出願に係る拒絶の理由に加えて、出願日のみなし効果の要件を拒絶の理由としたものである。すなわち、六八条の三二及び前条に規定する出願については、出願日のみなし効果の要件を満たしていないときには出願日のみなし効果がないものとして扱うのではなく、商標登録出願を拒絶することとした。

二項は、もとの取消し又は廃棄に係る国際登録について、我が国で国際登録に基づく商標権として実体審査を経て保護が確定していたときは、六八条の三二及び前条に規定する出願については実体的な拒絶理由の審査を行わない旨を規定したものである。これは、再出願に係る出願人及び指定商品又は指定役務が同一の範囲内であることから、再び実体的要件の審査は要しないものと考えられるからである。

なお、一五条三号に規定する六条一項又は二項の要件については審査することとしたのは、六八条の三二及び前条に規定する日本語による商標登録出願は、必ずしも過去の国際登録に基づく商標権の商品及び役務の区分に従ってなされるものとは限られないところ、区分の数は出願の料金にも関連するので、実質的な審査が再度必要となるからである。

(商標権の設定の登録の特例)

第六八条の三五 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願については、当該出願に係る国際登録の国際登録の日(国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があつた場合であつて、当該出願に係る国際登録が議定書第六条(4)の規定により取り消された日前又は議定書第十五条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日前に第六十八条の三十第一項第二号に掲げる額の個別手数料が国際事務局に納付されているときは、第十八条第二項の規定にかかわらず、商標権の設定の登録をする。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣 旨〕

本条は、セントラルアタック後の再出願（六八条の三二第一項）又は議定書廃棄後の再出願（六八条の三三第一項）の規定による商標登録出願についての商標権の設定の登録の特例について規定したものである。具体的には、国際登録を一年間維持するのに必要な個別手数料を既に支払った場合に講じられる救済措置について規定している。

従来は、セントラルアタック後又は議定書廃棄後の再出願については、もとの国際登録について国際登録前に個別手数料が一括払いされており、登録料相当分が既に納付済みであるため、「商標登録をすべき旨の査定又は審決があったとき」を商標権の設定の登録の要件としていた。

平成一四年の改正で個別手数料の二段階納付制度を導入したが、本条に規定する救済措置の対象とすべきものは、一年分の国際登録を維持できる額の個別手数料が既に支払われている国際登録であることに変わりはない。言い換えれば、国際商標登録出願又は国際登録に基づく商標権の基礎とした国際登録について、セントラルアタックにより国際登録簿から取り消された日前又は議定書第一五条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日前までに、既に二段階納付のうちの第二の部分の個別手数料までもが国際事務局に納付されている場合が本条に規定する救済措置の対象となる。

したがって、「十年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があつた」とする要件は維持しつつ、「セントラルアタックによる国際登録が取り消された日前又は議定書廃棄の効力が生じた日前に六八条の三〇第一項第二号に掲げる額の個別手数料が国際事務局に納付されているとき」とする要件を新たに追加することとした。

本条は、六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願についての設定の登録の特例について規定したもので本条は、七章の二第二節において商標権の設定の特例を定めた趣旨と同様、国際登録又は国際登録の存続期間の更新の

際には、登録料に相当する個別手数料はすでに徴収していることから、再度、登録料を納付させることなく設定の登録を行うこととしたものである。この場合の商標権の存続期間は、国際登録の日又は国際登録の存続期間の更新の日から十年を満了するまでの期間となる。

また、「十年以内に商標登録をすべき旨の査定又は審決があつた場合であつて、当該出願に係る国際登録が議定書第六条(4)の規定により取り消された日前又は議定書第一五条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日前に六八条の三〇第一項第二号に掲げる額の個別手数料が国際事務局に納付されているとき」としたのは、登録料に相当する個別手数料が納付されていない期間についてまで、設定の登録の特例を設けることは手続上不合理であるからである。

(存続期間の特例)

第六八条の三六 前条に規定する商標権の存続期間は、当該出願に係る国際登録の国際登録の日(当該国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年をもつて終了する。

2 前項に規定する商標権の存続期間については、第十九条第一項の規定は、適用しない。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣 旨〕

本条は、前条の規定により設定の登録をされた商標権の存続期間の特例について規定したものである。

前条の規定により登録料の納付をしないで登録された商標権の存続期間は、取消し又は廃棄に係る国際登録の存続期間の満了時までとなる。

このような特例との関係で二項では、商標法における原則である商標権の存続期間は設定登録の日から一〇年である

という一九条の規定は適用しない旨を定めた。

なお、前条一項の条件を満たさない出願は、前条及び本条の適用は認められないことから、原則通り一八条二項の規定により登録料の納付を待って設定の登録がされ商標権が発生し、その商標権の存続期間も一九条一項の規定により、設定の登録の日から一〇年となる。

(登録異議の申立ての特例)

第六八条の三七 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録についての第四十三条の二の規定の適用については、同条中「商標登録」とあるのは、「商標登録(旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録)にあつては、もとの国際登録に係る商標登録について登録異議の申立てがされることなくこの条に規定する期間を経過したものを除く。」とする。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣旨〕

本条は、六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願に係る商標登録についての登録異議の申立ての特例について規定したものである。

すなわち、六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願に係る取消し又は廃棄された国際登録に基づく商標権に係る商標登録について登録異議の申立てがなされなかったときは、その商標登録出願に係る商標登録については登録異議の申立ての対象とはしないこととしたものである。

これは実体審査の特例として六八条の三四を規定したことに同様の趣旨によるもので、実体審査の対象とされないも

のについて登録異議の対象とすることは、登録異議の申立て制度の趣旨に沿わないものだからである。

(商標登録の無効の審判の特例)

第六八条の三八 第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願に係る商標登録についての第四十六条第一項の審判については、同項中「次の各号のいずれかに該当するとき」とあるのは、「次の各号のいずれかに該当するとき又は第六十八条の三十二第一項若しくは第六十八条の三十三第一項若しくは第六十八条の三十二第二項各号（第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反してされたとき」とする。

(本条追加、平一一法律四一、改正、平一七法律五六)

〔趣 旨〕

本条は、六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願に係る商標登録についての商標登録無効審判理由の特例について規定したものである。

すなわち、六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願の出願日の遡及効が認められるための要件を商標登録の拒絶の理由としたこととの関係で、この拒絶すべき理由が看過され登録されたときには、その登録処分に係る瑕疵を是正するために商標登録の無効理由として追加したものである。

六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願については、議定書九条の五、一五条(5)(b)の条件を、その出願の出願日の遡及効の要件とし、また、拒絶の理由、及び無効の理由としたものである。

(同前)

第六八条の三九 旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録についての第四十七条の規定の適用については、同条中「請求することができない。」とあるのは、「請求することができない。商標権の設定の登録の日から五年を経過する前であつても、旧国際登録に係る商標権の再出願に係る商標登録については、もとの国際登録に係る商標登録について本条の規定により第四十六条第一項の審判の請求ができなくなつているときも、同様とする。」とする。

(本条追加、平一一法律四一)

〔趣旨〕

本条は、六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願に係る商標登録についての除斥期間の特例について規定したものである。

すなわち、六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願のもとの国際登録に基づく商標権に係る商標登録について、既に無効審判請求による除斥期間(四七条)が経過していたときは、その商標登録出願に係る商標登録についての除斥期間の適用があるものとしたのである。

このような特例を設けたのは、取消し又は廃棄に係るもとの国際登録に基づく権利の内容及び商標権者と、六八条の三二又は六八条の三三に規定する商標登録出願に係る権利の内容及び商標権者が同一、言い換えるならば商標登録の主体及び客体が同一であるということによるものである。